手 続 き の 流 れ

申請者	市
① 補助金事前申請書類の提出 ・事前申請書（様式第1号） ・誓約書（様式第2号） ・手術を受けさせる猫の生息する地域を示した地図 ・手術を受けさせる猫の生息が確認できる写真 ・（団体の場合）構成員の氏名、住所、生年月日を示した名簿	② 受付（審査）
④ 補助予定者決定等通知書の受領 ※通知書受領後に補助事業を実施してください。 ※通知書に記載している文書番号は実績報告の際に必要ですので、大切に保管してください。	③ 補助金補助予定者決定等通知書の送付
⑤ 補助事業の実施 ※補助予定者決定日から 60 日以内に実施してください。	
⑥ 補助事業の完了 ※完了とは、猫を不妊・去勢手術が完了した日です。	
⑦ 補助金交付申請書類の提出 ※補助事業の完了日から30 日以内に提出してください。 ・補助金交付申請書（様式第5号） ・領収証（手術の費用及び手術日が確認できること） ・猫の全身及び耳の一部を切り取ったことが分かる写真 ・補助金交付請求書（様式第7号）	⑧ 受付（審査）
⑩ 補助金交付決定通知書の受領	⑨ 補助金交付決定通知書の送付
⑫ 補助金の受領	⑪ 補助金の交付

2回目以降の事前申請には、前回分の補助事業の交付申請手続きを完了する必要があります。